

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 7 月 10 日（金）第 735 号の 3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則（※）

（交通指導課取扱い） 1

○鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則の一部を改

正する規則（※）

（交通指導課取扱い） 1

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）

（県立病院課取扱い） 2

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第17号

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「納付書」を「納入通知書」に改める。

別記第 2 号様式（裏）中「納付書」を「納入通知書」に、「第 1 片」を「1 片」に、「鹿児島県公安委員会の掲示板」を「鹿児島県公安委員会のホームページ及び鹿児島県公安委員会の掲示板又は電子計算機の映像面」に、「(4)の掲示板」を「(4)の場所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第18号

鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県放置違反金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式（表）中「納付書」を「納入通知書」に改め、同様式注 2 中「納付書」を「納入通知書」に、「同封した」を「今回同封した」に改め、「上記納付場所の金融機関の窓口で」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月10日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第4号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品処方等加算料の項中「4分の1」を「2分の1」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月10日から施行する。